

## 【資料4】

2018年5月31日

一部改正：2019年5月16日

一部改正：2020年5月20日

一部改正：2023年5月25日

一部改正：2024年10月31日

一部改正：2026年2月26日

### 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会設置要項

#### 第1（設置）

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクトを推進するため、町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会（以下、協議会）を置く。

#### 第2（定義）

この要項において、「町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト」（以下、プロジェクト）とは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することを支援するために、在宅療養の普及、医療と介護をはじめとした多職種連携の促進等を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指し、実施する事業等とする。

#### 第3（所掌事項）

協議会は、プロジェクトの実施にあたり、以下の事項について協議する。

- (1) 多職種連携に関すること。
- (2) 在宅医療・介護を享受する本人や家族への支援に関すること。
- (3) 在宅医療の普及に関すること。
- (4) 高齢者の適切な医療、介護サービスの提供に関すること。
- (5) 関係機関、団体等の協力体制の整備、調整に関すること。
- (6) 研修等、その他多職種連携の推進に関すること。

#### 第4（組織）

- 1 協議会は、別表に掲げるプロジェクトに参画する団体から選出した委員をもって組織する。
- 2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

#### 第5（会長その他役員）

- 1 協議会に会長、副会長、議長を置く。
- 2 会長は、医師会が推薦した者をもって充てる。
- 3 副会長は、ケアマネジャー連絡会が推薦した者をもって充てる。
- 4 議長は、高齢者支援センターから選出した者をもって充てる。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 議長は、協議会の議事を進行する。

第6 (部会)

- 1 協議会の下部組織として、協議会の承認を経て、部会を設置することができる。
- 2 部会は、プロジェクトに参画する団体から選出された者により組織する。
- 3 部会長は、部会のメンバーの互選により決定する。

第7 (事務局)

- 1 協議会の事務局は、町田市医師会、町田市高齢者支援課及び介護保険課に置く。
- 2 協議会の事務局の統括は、高齢者支援課長が行う。
- 3 協議会の事務局には、当プロジェクトの継続性を確保するための助言を行うアドバイザーを置くことができる。なお、アドバイザーは医師会が推薦した者2名以内とする。

第8 (プロジェクトへの参画及び脱退)

- 1 新たにプロジェクトに参画しようとする団体は、第7に規定する事務局に書面をもって申込む。
- 2 前項の書面を基に、事務局と役員での協議により、同意を得られたものは、協議会に諮ることとし、協議会委員の過半数の同意を得たものは、参画することができる。
- 3 プロジェクトを脱退したい団体は、第7に規定する事務局に書面をもって申し出る。
- 4 プロジェクトの趣旨に反する行為等を行った団体は、協議会の過半数の同意をもって、脱退させることができる。

別表 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト参画団体

町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト (通称：町プロ)																		
町田市医師会	町田市歯科医師会	町田市薬剤師会	町田市訪問看護ステーション連絡会	町田市ソーシャルワーカー連絡会	町田市ケアマネジャー連絡会	町田市通所事業所連絡会	町田市訪問介護事業者協議会	町田市看護・小規模多機能連絡会	町田市グループホーム連絡会	町田市福祉用具事業所連絡会	町田市有料老人ホーム連絡協議会	町田市リハビリテーション連絡会	町田市高齢者福祉施設部会	町田市訪問マッサージ連絡会	柔道整復師会 町田支部	東京都栄養士会 町田支部	町田市高齢者支援センター	町田市